

監 査 公 表

令和 5 年度の財政援助団体等監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が高知市長からあったので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 5 月 30 日

高知市監査委員 細 川 哲 也
 高知市監査委員 金 子 努
 高知市監査委員 長 尾 和 明
 高知市監査委員 浜 口 佳寿子

令和 5 年度の財政援助団体等監査の指摘事項等に対する措置等の状況は、下記のとおりである。

記

指摘事項	措置状況
市民協働部スポーツ振興課 [高知市体育会] 補助金に係る一連の書類を調査したところ、次のとおり改善を要する事項が認められたので、必要に対応を図るなど、今後の事務執行の適正化に向け万全を期されるよう望むものである。 なお、本件補助金については、決算額の 4 割程度に相当する翌年度繰越金が発生していること、また、交付申請書や実績報告書において、補助金の積算根拠や充当先が明示されていないことなどから、補助金額の妥当性について疑義が生じかねないものとなっていた。 公正、公平で透明な補助金行政を行うためにも、補助金交付事務については高知市補助金等交付基準等に基づき、より適正な事務執行となるよう留意されたい。 (1) 補助金額の確定を適正にしていないもの 補助金額の確定を適正にしていない事態が見受けられた。 本件は、実績報告書において、本市から体育会に対し、別途委託料(144,000 円)を支出している事業費が、誤って補助対象経費として計上されているにもかかわらず、実績報告の審査を十分にしていなかったことから、補助対象外経費とせず補助金額の確定を行っているものである。 本件補助金交付要綱第 11 条によれば、実績報	市民協働部スポーツ振興課 [高知市体育会] 本件については、誤って交付していた補助金(144,000 円)について、高知市体育会に対し説明を行い、高知市に対しての返還を求め、令和 6 年 3 月 29 日に入金いただいております。 また、実績報告時に提出を求める収支決算書については、補助対象経費の内訳が分かるように様式を変更しました。

指摘事項	措置状況
告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、補助事業者に通知するものとするとしている。 補助金額の確定については、適正に行われたい。 なお、当団体に過大に交付した補助金相当額（144,000 円）については、本市に返還するよう求められたい。	
健康福祉部障がい福祉課 〔社会福祉法人高知市社会福祉協議会〕 指定管理事務に関する書類を調査したところ、次のとおり改善を要する事項が認められたので、必要な対応を図るなど、今後の事務執行の適正化に向け万全を期されたい。 (1) 協定に基づく業務の執行の確認を適正にしていないもの 基本協定仕様書の「高知市南部健康福祉センターの施設及び設備維持管理運営基準書」において規定されている業務のうち、「自動扉保守点検」、「防火対象物等点検」、「機械警備」、「消防用設備等保守点検」及び「昇降機保守点検」について、次のとおり業務の執行の確認を適正にしていないう事態が見受けられた。 協定に基づく業務の執行の確認については、適正に行われたい。 ア 仕様書において提出することとしている業務報告書等の提出を求めているもの イ 法定点検であるにもかかわらず点検報告書の提出を求めているもの	健康福祉部障がい福祉課 〔社会福祉法人高知市社会福祉協議会〕 指摘のありました、「自動扉保守点検」、「防火対象物等点検」、「機械警備」、「消防用設備等保守点検」及び「昇降機保守点検」につきまして、業務仕様書において点検報告書を提出することとしているものは提出を求め、点検内容等の確認をいたしました。 また、令和6年度から8年度までの新たに締結された基本協定仕様書では、「高知市南部健康福祉センターの施設及び維持管理運営基準書」において規定されている業務の履行について、年度途中に確認を行うこととし、点検報告書等は指定管理者において保管することといたしました。